

サテライトオフィス誘致環境整備 支援事業のご案内

県では、県外企業のサテライトオフィス誘致等を推進するため、サテライトオフィスとして利用可能なシェアオフィス等を整備する民間事業者を支援します。

【補助対象者】

県内に新たなシェアオフィス等を整備する民間事業者
(会社、社団・財団法人、金融機関、特定非営利活動法人、個人事業主)
※申請時点で県内に事務所を有する事業者が対象です。

【整備するシェアオフィス等の要件】

- ①複数の利用者が一度に利用できる席数を確保していること
 - ②情報セキュリティの確保されたネット環境を有すること
 - ③オフィス利用に必要な備品類を整備すること
 - ④施設の全部又は一部の専用利用及び法人登記が可能であること
- ※すでにシェアオフィス等を運営している事業者が、新たに物件を取得又は賃貸借契約を締結して行う事業拡大は新たな整備とみなします。

【補助対象経費】

- ①施設整備費
 - ②備品購入費
 - ③調査費
 - ④広告費
- ※②～④は①に付随する費用に限ります。

【補助額等】

上限1,000万円(補助率4分の3以内)

【申請受付期間】

- 令和2年9月30日(水)まで(必着)
※申請書受理後、随時審査を行います。
※予算額(1億円)に達した時点で申請受付を終了します。

★詳しくはこちらで検索→

愛媛県 サテライトオフィス誘致環境整備



○事業の流れ



【事前相談・お問い合わせ】

愛媛県 経済労働部 企業立地課

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

TEL : 089-912-2260

FAX : 089-912-2259

MAIL : kigyoricchi@pref.ehime.lg.jp